

第2章

知的財産の保護に関する新たな動き

1. TRIPS理事会の現状

(1) TRIPS協定

概要

1995年、世界貿易機関（WTO）の創設に合わせ、新たな貿易関連ルールのひとつとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

意義

先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準が明確化された。

パリ条約やベルヌ条約等の既存の国際条約を越える知的財産権保護水準を義務付けた。

最恵国待遇（MFN）規定に基づく二国間交渉の成果の加盟国への均てんにより、保護水準が国際的に向上した。

権利行使に関する規定を有しており、権利保護の実効性を高めた。

知的財産権分野における紛争についても、統一的な紛争処理を適用することが可能となった。

TRIPS理事会とは

TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の（2）～（5）の事項を中心に活発な議論が行われている。

(2) 医薬品アクセス

現在、HIV/AIDS等の感染症の影響はサハラ砂漠以南のアフリカ諸国において特に深刻であり、公衆衛生上の重大な問題となっている。このような事態にも関わらず、感染症に対する治療薬の価格がこれらの国々の人々にとって高すぎるために、医薬品へのアクセスが妨げられているという問題がある。途上国やNGO等は、医薬品が高価となっている原因として医薬品に対する特許権の存在を挙げており、医薬品へのアクセス改善と知的財産権との関係について国際的な関心が高まっていた。

2001年11月にドーハ（カタール）にて開催された第4回WTO閣僚会議では、この問題に関する国際的な関心の高さに配慮し、閣僚宣言本体とは独立した「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。この宣言は、TRIPS協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を採ることを妨げるものではない旨確認する一方で、加盟国のTRIPS協定に対するコミットメントを強調しており、TRIPS協定上の権利義務関係に影響を与えず、かつ、全体として途上国側の主張と先進国側の主張のバランスをとったものとなっている。

TRIPS理事会においては、本宣言のパラグラフ6に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題を迅速に解決するため、精力的に議論を行った。そして、2003年8月30日の一般理事会で、一般理議長が議事録に残す声

明を併せて読み上げる形で、議長が提示したテキストが採択され解決に至った。現在は議長テキストにしたがって、TRIPS協定の改正作業を行っている。

(3) 地理的表示

「地理的表示」とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示がその生産地の地理的環境に由来して、商品についての品質や評判を想起させる表示を指すものである。TRIPS協定上、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、他の産品に比べて強力な保護（追加的保護）が与えられている。例えば、シャンパン（仏のシャンパーニュ地方産出の発泡ワイン）という地理的表示を例に挙げると、シャンパーニュ地方産出ではない発泡ワインに「シャンパン」と銘打つことは、原産地について公衆が誤認することがないとしても、基本的には認められない。我が国国内法上は、不正競争防止法、商標法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）等によりワイン・スピリッツに関する地理的表示を保護している。

WTOにおける地理的表示に関する論点としては、1) ワイン・スピリッツに関する多国間通報登録制度の創設、2) 追加的保護の対象産品の拡大が挙げられるが、いずれの論点についても、地理的表示の一層の保護強化を主張している欧州等の旧大陸諸国と、現在の保護レベル維持を主張している米国、豪州等のいわゆる新大陸諸国との間で対立している。

多国間通報登録制度の創設

ワイン・スピリッツに関する地理的表示の通報登録制度に関して、安価で事務負担が軽く、登録により新たな法的効果が生じないデータベース的なものとする案（日米豪加等共同提案）と、登録の申請についての多国間異議申立制度を含み、登録により新たな法的効果が生じる多国間制度とする案（EC等提案）とが提案されている。この議論は、2001年のドーハ閣僚宣言において、新ラウンドでの交渉を行うこととされたが、主要国間の対立が依然大きく、交渉の先行きは不透明である。

追加的保護の対象産品の拡大

TRIPS協定第22条において、一般の地理的表示については、公衆が真の原産地と誤認するか否かが保護の要件となっているのに対して、第23条ではワイン・スピリッツについては、公衆が真の原産地と誤認混同しない表示についても、登録された原産地名を含む表示の使用が禁止されている。こうした追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することをEC、スイス、インド等が強く主張しており、2001年のドーハ閣僚宣言においては、この議論がTRIPS理事会において取り扱われる旨明記され、明確なマンデートが与えられた。しかしながら、TRIPS理事会において、追加的保護の対象産品拡大による生産者や消費者への影響といった各論点についての見解が各国から示されたが、保護水準を巡って対立は激しく、議論の収束には至っていない。

(4) 特許保護対象の例外規定

生物多様性条約¹（CBD）の規定のTRIPS協定への取り込み、伝統的知識の保護、遺伝資源へのアクセス規制とそこから生じる利益の配分を途上国が主張している。2001年のドーハ閣僚宣言において、TRIPS協定と生物多様性条約との関係や、伝統的知識及びフォークロアの保護に関して、これらをTRIPS理事会で検討することが合意され、現在議論が継続されているが、先進国は、TRIPS協定に新たな義務を導入すべきではない、現行TRIPS協定とCBDの間に矛盾は

ない等の主張を行っている。

(5) 法令レビュー

加盟国の国内法令とTRIPS協定との整合性についての審査を法令レビューという。2001年にWTOに加盟した中国に対しては、この法令レビューに加えて、特別に経過的レビューメカニズム (TRM) が加盟後毎年8年間実施されることとなっており、2003年に実施された第二回TRMを我が国は引き続き積極的に活用し、中国政府の知的財産権保護の改善に一定の評価をしつつ、エンフォースメント等について一層の改善を求めた。

2. 遺伝資源・伝統的知識・フォークロア

遺伝資源・伝統的知識・フォークロアとは

遺伝資源・伝統的知識・フォークロアについては、これらの定義自体が保護の対象となる範囲に直接連動するため、定義を明確化すること自体が大きな論点となっている。とりわけ、伝統的知識とフォークロアに関しては明確な定義を定めることは困難ではあるが、例えば伝統的知識とは、原住民等が伝統的に継承してきた知識を指し、フォークロアとは、伝統陶芸、伝統舞踊等の芸術的表現を指すと考えられている。

知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)

従来より、途上国は、先進国に対して劣後に置かれている産業技術力と異なり、途上国にも先進国と遜色なく豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに対しては、これまでの国際ルールの下で十分な保護が与えられていないことについて、強い不満があった。さらに、生物多様性条約により、遺伝資源に関しては原産国が主権的権利を有することが認められたのを契機として、途上国はTRIPS理事会等において、これらについて知的財産としての保護を強化するよう強く求めるようになった。これらの要望を受け、2000年に、知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの関係について知的財産権の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内に「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」が設置された。

IGCの議論の現状

2005年4月までに7回の会合が開催されているが、現在遺伝資源については、遺伝資源へのアクセスと利益配分を知的財産の観点から確保すべく、遺伝資源譲渡契約のガイドライン作成作業等が行われている。伝統的知識については、伝統的知識の文書化時における知的財産管理のためのツールキットの作成、伝統的知識のデータベースを構築するための技術協力、伝統的知識の保護制度の在り方や定義について検討が行われている。フォークロアについては、その法的保護に関する調査を行うとともに、保護制度のあり方に関してさらに調査

1 生物多様性条約

生物種の絶滅、異常気象、森林面積減少などの地球規模での環境問題の解決のためには、生物種を保護することへのインセンティブ付与 (利益配分) 環境と調和した伝統的生活を営んでいる住民コミュニティの伝統的知識の尊重、排気ガス対策技術などの環境に適正な技術の技術移転といった方策が必要と考えられている。

1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のための生物多様性条約が成立したが、同条約の中には、遺伝資源 (生物種) 原産国への利益配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転などが盛り込まれた。この生物多様性条約の規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改定が必要との主張が途上国よりなされている。

が進められている。

途上国側は、これら新分野の保護に強い関心を持ち続け、議論の進展を望むべくその後もあらゆるフォーラム（TRIPS理事会、WIPO特許法常設委員会（SCP）等）で本件を取り上げてきており、先進国として慎重な対応が求められている。

3. ハーグ国際私法会議

近年の民事・商事をめぐる国際的紛争の急増に伴い、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関する世界的なルールの策定が求められているのを受け、ハーグ国際私法会議（加盟国間の国際私法に関する規則の統一を目的とする国際機関）は、これらを取り扱う条約草案の検討を1992年から開始した。

1999年には民事・商事に関する裁判管轄及び外国判決の承認・執行を対象とした包括的な条約草案が策定され、知的財産権については原則として登録国の専属管轄とする旨が規定された。しかし、2001年6月の外交会議では各国の立場が分かれ、合意には至らなかった。

その後、条約草案作成のための非公式作業部会が設置され、より限定的な管轄原因を対象とした議論が行われ、2003年12月、2004年4月の特別委員会を経て、「裁判所の専属的選択合意に関する条約草案」がまとめられた。本条約草案では、企業間において裁判所の専属的管轄合意がある場合に限り、その他の裁判所は管轄を認めてはならず、選択された裁判所の判決は、締約国において事実関係について再審されることなく承認・執行される旨規定されている。また、著作権以外の知財権については基本的に適用除外とするが、それらのライセンスや譲渡契約に関する問題については適用対象とされる。

2004年4月の特別委員会で作成された条約草案は、2005年6月14日～6月30日に開催予定の外交会議に提出され、再度議論された後、最終的な合意を得る予定である。